

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

**二七電話詐欺にご用心！  
情報提供にご協力  
ください**



美浦村でも、息子や孫になりすます「オレオレ詐欺」や、覚めない請求のハガキやメールの相談が増えていきます。

**《例えば…》**

息子や孫が電話で、「携帯番号が変わった、すぐにお金を用意しないと大変なことになる」等と緊急性を訴えます。

ハガキやメールで、「未納料もしくは契約不履行で裁判所から呼び出しがあり、給料や財産の差し押さえをする。身に覚えがなければ連絡するよう」等と連絡先に電話させようとしています。

他にも「パンフレットが送られてくるので権利を譲ってほしい」という電話に返事をしてしまうと、「名義貸しは違法だ」と言ってお金を請求される等、あの手この手でだまそうとしてきます。また、直接お金を受け取りに来る手口も増えています。

**相手に連絡を取る前に**

家族や消費生活センターに相談しましょう。そして警察にも情報提供をお願いします。  
稲敷警察署

029-1893-10110  
二七電話詐欺相談ダイヤル  
029-1301-10074



健康相談会のはずが、高額な健康食品を勧められた!

**ポスティングされたチラシには**

**要・注意!**



一部地域で健康相談会を実施する旨のチラシがポスティングされ、会場へ出向くと、薬剤師を名乗る人物の講話や相談のあと、最後に健康食品を紹介され、高額な健康食品等の購入を勧められた、といった相談が寄せられています。

**《対策は?》**

その場の雰囲気  
で決めてしまわず



に、高額な商品等を勧められ  
ても、いらぬものはキツパ  
リ「いらぬ」と断りましょう。  
不審に思ったり契約トラブ  
ルにあったら、すぐに消費生  
活センターに相談しましょう。  
(茨城県消費生活緊急情報第  
64号より抜粋)

**百貨店を名乗る  
不審な電話に気をつけて!**

数日前、デパートの社員を名乗る電話があり、

「あなたのクレジットカードで8万円のバッグを買いに来ている人がいる。身に覚えがなければ販売を中止するので、銀行の業界団体へ電話するように」と言われた。教えられた番号に電話をかける

と、「キャッシュカードの暗証番号を変えないといけない。一番良いのは今の暗証番号を逆の順番にすること」と言われ、いつの間にか暗証番号を覚えてしまっていた。念のためデパートへ確認の電

話をしたところ、だまされたことが分かった。  
(当事者: 60歳代女性)

**【ひとこと助言】**

百貨店が直接顧客に対し、「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」等と電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、百貨店に直接確認してください。

銀行の業界団体等の金融関係者が、電話で暗証番号を聞くこともありません。絶対に暗証番号を教えないようにしましょう。  
少しでも怪しいと思ったら、お住まいの自治体の警察や消費生活センター等にご相談ください。  
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

**消費者ホットライン ☎188**

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号です。地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。村外の方から相談を受けた場合はこちらの番号を教えてください。

**司法書士による  
無料相談**

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相談・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。  
◇日時 平成29年1月13日(金) 午前9時30分～11時30分  
◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

**消費生活に関する相談は**

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379